

情報公開の総合的な推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県情報公開条例(平成11年条例第54号。以下「条例」という。)第38条に規定する情報公開の総合的な推進に関する基本方針を定めることにより、実施機関が保有する情報(以下「実施機関保有情報」という。)を条例に基づく開示請求を待つことなく、県民にこれを公表し、又は提供するために必要な事項を定めることにより、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 情報の公表 実施機関保有情報を公表する責務を課すことにより、県民の利用に供することをいう。
- 二 情報の提供 実施機関保有情報を任意に県民の利用に供することをいう。

(情報の公表)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項に関する実施機関保有情報のうち、条例第8条各号に規定するものを除き、これを県民に公表するものとする。

- 一 県の総合計画その他の県の重要な基本計画及びこれらに係る中間段階の案
 - 二 庁議における決定事項
 - 三 附属機関等設置運営要綱(平成3年2月26日施行)第2条第1項に規定する附属機関の会議結果、会議資料又は会議録
 - 四 県の主要施策の実施状況
 - 五 その他実施機関が特に必要と認める事項
- 2 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項の公表は、情報の発生の都度速やかに、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。
- 一 県の発行する広報紙又は広報誌への掲載
 - 二 県民情報センターにおける供覧
 - 三 印刷物の配布又は有償刊行物(電磁的記録を含む。)の頒布
 - 四 テレビ・ラジオ等による放送
 - 五 ホームページへの掲載
 - 六 その他実施機関が適当と認めるもの
- 3 第1項第3号に掲げる事項の公表は、別に定めるところによる。

(他制度との調整)

第4条 情報の公表について、法令及び条例並びにこの要綱以外の規則、訓令、要綱等(以下、「法令等」という。)で別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(情報の提供)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項その他の県政に関する実施機関保有情報の提供に努めるものとする。

- 一 前条の規定に基づき公表した事項に関し、さらに周知が必要なもの

- 二 県議会定例会等における県発言等県の施政方針
- 三 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係があるもの
- 四 県の予算に関するもの
- 五 県の組織並びに県の職員の定数及び給与に関するもの
- 六 地域開発及び重要な施設整備に関するもの
- 七 県民の意識、生活実態等に関する調査結果に関するもの
- 八 県の保有する研究及び技術(特許権等に係るものを除く。)並びに統計に関する資料
- 九 県が行う試験、行事に関する事項

2 情報の提供は、第3条第2項に規定する方法のうち効果的なものにより行うものとする。

(公表又は提供する情報の充実)

第6条 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、県民にわかりやすいものとするよう努めるものとする。

(県民情報センターにおける供覧)

第7条 県民情報センターにおける供覧期間は、原則として、情報の公表又は提供を開始したときから1年とする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。